

答 申

1 審査会の結論

佐賀県警察本部長（以下「実施機関」という。）が行った個人情報非開示決定については、妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）個人情報の開示請求

審査請求人は、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、実施機関に対して、「私の長男Aに対するいじめに関し、佐賀南警察署が行った関係者に対する調査した内容がわかる文章（以下「本件公文書」という。）」についての開示請求を平成29年11月15日に行った。

（2）実施機関の決定

実施機関は、上記開示請求に係る個人情報の内容は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第45条第1項の規定により、同法第4章の規定が適用されない保有個人情報に該当し、条例の適用除外となるため、非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成29年11月24日、審査請求人にその旨を通知した。

（3）審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、平成30年2月8日に実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人主張の要旨

審査請求人は、審査請求書及び反論書において概ね次のとおり主張している。

- （1）個人情報開示請求書により写し等の交付を請求したが、触法事案の為、開示されず人権が侵害されている。
- （2）弁明書に記載された相談の概要が相談時の内容と違い、調査結果も説明を受けた内容と違う。
- （3）以上により、本件処分の取消しを求める。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べていることは、概ね次のとおりである。

##### (1) 警察における触法少年の調査

少年法(昭和23年法律第168号)は、第2章において少年の保護事件を規定し、家庭裁判所の審判に付する少年を

罪を犯した少年(犯罪少年)

14歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年(触法少年)

将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年(く犯少年)

と区分している。(同法第3条第1項)

14歳という年齢を基準として、犯罪少年と触法少年に分けている理由は、刑法(明治40年法律第45号)第41条で「14歳に満たない者の行為は、罰しない」と規定されており、行為の時をもって14歳に満たない者の刑事責任能力を否定しているからである。

そのため、犯罪少年については、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)等に基づき、刑事事件としての捜査を行うが、触法少年については刑事訴訟法の規定を直ちに根拠とする措置を講じることはない。

しかしながら、少年法第6条の2第1項において、警察官は、触法少年であると疑うに足りる相当な理由がある者を発見した場合において、必要があるときは、触法調査を行うことができると規定している。

また、少年法第6条の5で押収、捜索、検証等の強制捜査権限が規定されており、触法調査の結果、警察が講じる措置は(2)のとおりとされている。

##### (2) 警察における触法少年の措置

###### ア 児童相談所への通告

警察において触法少年が発見され、当該少年が要保護と認められた場合は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条に基づき、児童相談所へ通告しなければならない。

###### イ 児童相談所による調査及び措置

児童相談所は、警察から通告を受けた事件については、調査を行い、当該少年に対する措置を決定する。児童相談所の措置には、「訓戒又は誓約書の提出」、「児童福祉司等による指導」、「里親委託又は児童自立支援施設等への入所措置」、「家庭裁判所送致」がある。

###### ウ 家庭裁判所による調査及び審判

児童相談所から家庭裁判所に送致された場合は、家裁調査官による調査が行われ、審判を経て処分がなされる。家庭裁判所が行う処分としては、

審査不開始、不処分、保護処分（保護観察、児童自立支援施設等送致、少年院送致）、検察官送致、都道府県知事又は児童相談所長送致がある。

#### エ 警察限り（保留処分）

他方、警察官による触法少年に係る調査（以下「触法調査」という。）の結果、家庭裁判所の審判に付すべき一定の事由がないため、児童相談所長に送致しない場合の措置については、少年法に規定がないことから、触法調査を保留して児童相談所長への送致の措置はとらない。

### （３）行政機関個人情報保護法の適用除外の該当性

行政機関個人情報保護法第４５条第１項は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、第４章の規定は適用しないこととしている。

#### ア 触法少年事件の性質

刑事事件に係る裁判や刑の執行等に係る保有個人情報を第４章の適用除外としたのは、これらの保有個人情報は、個人の前科、逮捕歴、勾留歴等を示す情報を含んでおり、開示請求等の対象とすると、前科等が明らかになる危険性があるなど逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や監獄に収容されたことのある者等の社会復帰や更生保護上問題となり、その者の不利益になるおそれがあるからである。

例えば、雇用主が、採用予定者の前科の有無やその内容をチェックする目的で、採用予定者本人に開示請求させる場合などが想定されるし、少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行に係る保有個人情報は、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いことから、第４章の適用除外として明記している。

「少年の保護事件に係る裁判」に至らなかった事件についても、当該事件が家庭裁判所に送致されれば「少年の保護事件に係る裁判」となり、また、当該事件が家庭裁判所に送致されなかったとしても、保有個人情報の性質には何ら変化はない。

そのため、家庭裁判所に送致されていない触法少年事件や児童福祉法に基づく措置を実施した触法少年事件についても、行政機関個人情報保護法第４５条第１項の規定する保有個人情報に該当すると考えられる。

#### イ 警察限り（保留処分）の措置の性格

警察限り（保留処分）の措置については、それが最終的な処分となるものではない。触法調査の結果、家庭裁判所の審判に付すべき一定の事由が

なく、かつ、要保護児童と認められない場合は、警察限り（保留処分）の措置とするが、その性格は、触法調査の保留処分であり、この保留処分後に、当該触法調査に係る新たな事実が判明した場合は、保留処分としていた触法調査を再開し、調査結果によっては、家庭裁判所に送致する可能性もある。

そのため、警察限り（保留処分）の措置とした触法少年についても、行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定する保有個人情報に該当すると考えられる。

#### ウ 結論

以上のことから、本件触法調査に関して作成し、取得した書類に記録されている個人情報は、行政機関個人情報保護法第45条の規定に基づき、同法第4章の規定が適用されない個人情報に該当するため、条例第29条第3項の除外規定に該当するものと判断し、非開示決定とした。

### 5 審査会の判断

当審査会は、実施機関の弁明書及び審査請求人の審査請求書及び反論書における主張を踏まえて審査した結果、次のように判断する。

#### (1) 条例の適用除外に関する規定

##### ア 条例第29条第3項について

条例第29条第3項は、「この章の規定は、第1項各号に規定する個人情報を除き、行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により、同法第4章の規定が適用されない個人情報については、適用しない。」と規定しており、同法第45条第1項に該当する個人情報については、条例第3章の規定が適用されない。

##### イ 行政機関個人情報保護法第45条第1項について

行政機関個人情報保護法第45条第1項は「前章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る保有個人情報（当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。）については、適用しない。」と規定している。

#### (2) 本件公文書に記載された個人情報の内容

本件公文書に記載された個人情報は、触法調査の結果、家庭裁判所の審判に付すべき一定の事由がないため、児童相談所長に送致しない場合の措置については、少年法に規定がないことから、触法調査を保留して児童相談所長への送致の措置はとらない（保留処分）とされた触法少年事件に係

る個人情報である。

(3) 本件公文書に記録された個人情報の条例適用除外の該当性

条例第29条第3項において、少年の保護事件に係る裁判や保護処分の執行に係る保有個人情報が条例第3章の適用除外、すなわち情報開示の対象となる情報から除外されるものとして明記されているのは、少年の前歴を示す情報を含んでおり、成人の前科前歴を示す情報と同様に開示の適用除外とする必要性が高いからである。

本件公文書に記載された個人情報は、未だ少年の保護事件に係る裁判自体や保護処分の執行自体に係る個人情報ではない。しかしながら、触法少年事件について、特定の時点において未だ事件性がないと判断され、被疑事件とされず、捜査に基づく事件送致等がされていない場合であっても、少年の要保護性という点において、少年の保護事件に係る裁判自体や保護処分の執行自体に係る個人情報と扱いを異にするべき理由はない。

そして、触法少年事件に関して作成又は取得されたものであれば、文書の性質や内容の如何を問わず、家庭裁判所の保管するものに限らず、児童相談所、警察署その他の者が保管するものも含まれ、保留処分にされたものであっても当然にこれに含まれるものと解すべきである。

したがって、本件保有個人情報については、条例第29条第3項の規定において情報開示の適用除外とされている保有個人情報に該当する。

よって、実施機関が、本件保有個人情報を行政機関個人情報保護法第45条第1項の規定及び条例第29条第3項を適用し、非開示決定をしたことは妥当である。なお、審査請求人は、反論書においてその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
平成 30 年 3 月 22 日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
平成 30 年 4 月 27 日 (平成 30 年度第 1 回審査会)	・ 審 議
平成 30 年 6 月 5 日	・ 答 申

( 参考 )

佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

( 五十音順・敬称略 )

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者
原 まさ代	(公社)全国消費生活相談員協会 参与	
畑中 久彌	福岡大学法学部 教授	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長

( 答申日現在 )